

あなたが介護離職しないために

介護についてこんな風に考えていませんか？

自分の親は自分で介護するのが当たり前
自分が介護しないと親がかわいそうだし…
介護休業を93日取得すれば自分一人で乗り切れるかも…

93日間で介護休業が終わるけどまだ先が見えない…
気力も体力も限界…仕事と介護の両立厳しいかも…



➡あなた自身が介護に専念すると、
復職が難しくなるかもしれません。

POINT!

- 介護休業は、一定期間休業し、**仕事と介護の両立のための体制を構築**（介護認定申請、ケアマネ決定、施設見学など）するための制度です。
- 介護休業は、**あなたが「働き続ける」ために取得する休業**です。あなた自身がずっと介護に専念するための制度ではありません。



介護が必要になったらすること

- 家族の介護が必要になったことを会社に申出ましょう。
→令和7年4月1日から、会社は介護に直面した労働者に対し介護休業制度等について、個別周知・意向確認をする必要があります。
- 介護休業期間中に、復帰後の仕事と介護の両立を見据えて、介護サービス利用等の方針を決定しましょう。
- 介護休業からの復帰後に、あなたの会社で利用できる制度を確認しましょう。
- あなた自身やご家族の介護に関する不安や悩みについては、お住いの地域の「**地域包括支援センター**」に相談することもできます。

介護休業制度等の概要

- 仕事と介護の両立支援制度は「育児・介護休業法」に定められています。
- 両立支援の制度は会社の就業規則や「育児・介護休業規定」に定められていますので、確認してみてください。会社に規定がない場合でも、ほとんどの制度は労働者の申出により利用することができます。

介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として取得できます。
介護休暇	<u>介護保険の手続きや、要介護状態にある対象家族の通院の付き添いなど、日常的な介護のニーズにスポット的に対応するために利用できます。</u> 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、1日又は時間単位で取得できます。
所定労働時間の短縮等の措置	事業主は、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③時差出勤の制度、④介護サービスの費用助成、いずれかの措置について、介護休業とは別に、対象家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な措置を講じる必要があり、労働者は事業主が講じた措置を利用することができます。
所定外労働の制限 (残業を免除する制度)	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間で、所定外労働の制限を請求することができます。

お金のこと



介護休業には、介護休業給付の支給があります。

- 介護休業などの制度を利用した期間の給与について、法律上、会社には給与を支払う義務はないため、無給の場合が多いのが現状です。
- 介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として**休業開始時の賃金の67%の介護休業給付**を受けることができます。

➡ 介護休業給付の詳細は最寄りのハローワークにお問合せください。

介護休業制度等についてのお問い合わせはこちら！

厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

☎ 027 (896) 4739

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎 8階

受付時間 8:30～17:15（土日・祝日、年末年始除く）

